

野外焼却は犯罪です

何人も法律で定められた焼却炉以外で廃棄物を焼却することは禁止されています。

※公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微であり、法の目的に照らして合理的と認められるものはこの限りではありません。



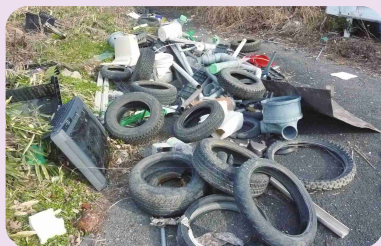
ドラム缶や一斗缶での
焼却も禁止



簡易な焼却炉での
焼却も禁止

不法投棄は犯罪です

廃棄物を適正に処理せず、みだりに道路や山林、空き地等に捨てる行為は、法律により禁止されています。



法律違反を
すると

5年以下の拘禁刑若しくは
1,000万円以下の罰金または併科、
法人なら3億円以下の罰金に処される場合があります

野外焼却や不法投棄を発見したら

産業廃棄物対策課 ☎077-528-2910 までお知らせください。

資源物の持ち去りは違反です

ごみ集積所に出された資源物を持ち去る行為は
条例違反です。違反者に対しては指導や命令を
行い、守らない場合は氏名等を公表します。



資源物の持ち去り行為を発見したら

ごみコールセンター ☎077-528-2761 までお知らせください。